

○京丹後市立地適正化計画等検討会議設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画を検討するために、京丹後市立地適正化計画等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 立地適正化計画の策定等に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、持続可能な都市を構築するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 京丹後市区長連絡協議会の委員
- (2) 経済産業団体、社会福祉団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 不動産、建築等に関する団体の代表又は役職員
- (4) 公共交通の運営事業者等の代表者又は役職員
- (5) 京丹後市子ども未来まちづくり審議会の委員
- (6) 行政関係者
- (7) 知識経験を有する者
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

2 市長は、必要に応じて、前条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 検討会議は、委員定数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、建設部都市計画・建築住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。